

事例7 町外からの入作者と共同で耕作放棄の未然防止

浪岡町 吉野田A

協定内容

面積	田	畑	草地	協定参加者
8 ha	—	8 ha	—	9 人
交付金総額 30万円	個人配分 (0%)			—
	共同活動 (100%) 30万円	役員報酬	3万円	農道・水路管理 9万円
		多面的機能増進活動 (景観作物)		
		その他 (研修会等)		18万円

入作者の多い集落

吉野田集落は、平坦地に水田、傾斜地にりんご園が広がっており、集落協定は、緩傾斜りんご園を束ねた吉野田Aと緩傾斜水田の吉野田Bの二つがあります。現在のりんご園は、1970年代からの農地造成や、集落外の生産者による山林の開墾などで形成されてきたため、協定参加者も町外・集落外からの入作者が多くなっています。

交付金を100%共同活動に活用

吉野田Aの集落協定の特徴は、入作が多いにもかかわらず交付金を100%共同活動に活用している点です。交付金は主に防除用水のポンプアップ用モーターの維持管理費に使用しています。

また、耕作者が病気等で管理できなくなったりんご園についても病虫害の発生源にならないように交付金を使用し、草刈りや薬剤防除などの適正管理を行っています。



草刈りの後のバーベキュー

今後の課題

現在の制度では、りんご園は畑と同じ交付区分にされ、単価も低いことから、りんご園の交付区分を別途設けて単価を引き上げて欲しいという意見が出ています。

協定代表者の声



新谷 福美さん (62歳)

りんごの防除用水水利組合を母体とした人のつながりがあったおかげで話し合いが進み、集落協定を締結することができました。協定参加者は後継者に恵まれていることから、これからも会員どうして話し合いを重ねながら、りんご園の保全、美味しいりんごの生産に取り組んでいきたいと思っています。